

調査協力減算制度の運用方針案からの変更点

(下線部分に変更部分)

変更箇所	成案	原案 (パブリックコメント)
4 (2)	<p>事件の真相の解明に資する事項に係る事実と該当すると考えられる内容</p> <p>【略】</p> <p>なお、審査官等が行う任意の供述聴取、審査官が行う審尋において公正取引委員会が把握した事実については、報告等事業者の従業員等が供述したものであっても、事件の真相の解明に資する事項に係る事実としては評価しない。しかし、当該供述した内容を、当該報告等事業者が報告等を行った場合には、事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価する。</p>	<p>事件の真相の解明に資する事項に係る事実と該当すると考えられる内容</p> <p>【略】</p> <p>なお、審査官等が行う任意の供述聴取、審査官が行う審尋において公正取引委員会が把握した事実については、報告等事業者の従業員等が供述したものであっても、事件の真相の解明に資する事項に係る事実としては評価しない。しかし、当該供述した内容を、当該報告等事業者が報告等を行った場合には、事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価することがある。</p>
別紙の「違反行為の実施状況」の欄中	<p>○カルテルの場合</p> <p>【略】</p> <p>・<u>違反行為の前後を含む</u>商品又は役務の価格動向等</p> <p>【略】</p>	<p>○カルテルの場合</p> <p>【略】</p> <p>・商品又は役務の価格動向等</p> <p>【略】</p>